

会議要旨

会議名	第2回自治基本条例策定委員会	作成日	平成18年10月19日
開催日	平成18年10月16日	場所	本庁舎201会議室
出席者	策定委員12名、コンサルタント3名、企画課長、事務局2名、傍聴者3名		

《概要》

- 1 町長挨拶（※挨拶に先立って、委員に委嘱状が交付された）
自治基本条例は町にならなくてはならない、町の憲法である。委員の皆様には、委員会の開催が月1回のペースということで、大変ご足労をおかけするが、知識、経験を遺憾なく発揮され、個性のある条例をつくっていただきたい。
- 2 勉強会（講師：県商工労働部観光局 新幹線交流推進課 総括主幹 秋田佳紀氏）
旧倉石村の「倉石村むらづくり条例」について、その制定の経緯と地域経営の取組み等について講話



- 旧倉石村に助役として赴任した際に、一番強く感じたのは「農村社会の長所」である。それは、冠婚葬祭、農作業等における地域の相互扶助の力、消防団を軸とした地域の消防・防災力、近隣同士の相互の見守りによる地域監視力などである。市町村合併により、そういった農村社会のつながりのようなものが失われることに危機感を抱き、合併しても倉石らしさを失うことなく、この長所をずっと残していきたいと考えはじめ、取り組んだのが「倉石村地域きらりアップ事業」である。
- きらりアップ事業は、集落毎に活動計画を策定し、それに対して村が補助金を出す「地域づくり事業」とむらづくり条例制定の2本柱で進められた。地域づくり事業においては、
 - ①現状確認（何をしてきたか、どうなっているか）
 - ②方向付け（どうあればいいか、どんな状態を目指すか）
 - ③実践方法（どうしていくか、何をすればいいか）

④ビジョン（どんな地域をめざすか）
を整理して、まず全体計画を策定した。
次に、それを実現するために、活動項目を

- ①地域自らやること
- ②役場の支援があればより良くなること
- ③役場の支援が必要なこと

の3つに分けた実践計画を住民自身に策定してもらった。

- 村の支援体制としては、職員を各集落に配置する（集落担当職員の派遣）ことで住民の事務負担の軽減を図った。また、全集落を訪問し説明会を開催し、市町村合併による地域の危機管理の重要性、条例に対するマイナスイメージの払拭に努めた。
- 集落の事業活動については、意識してマスコミに情報発信した。ある集落の活動がマスコミに取り上げられることで、他の集落に大いに刺激になり、前向きな競争意識につながった。
- 地域づくり事業で住民に「地域をどうするか」を実践してもらい、実績を積んだ上で、むらづくり条例の制定に取り掛かった。期間が十分でなかったこともあり、先に事務局で草案を示した上で、ワーキンググループメンバーが草案に修正を加えていくスタイルをとった。ワークショップ開催回数は4回と少なかった。初回に法制執務の習得を目的としてアドバイザーによる研修を行った。2回目以降は、メンバー各自が草案に対する修正案・代案を持ち寄り、検討していった。当初、政治的な利害が影響しないかと心配されたが、アドバイザーが第三者的・審判的役割を果たし、公平な視点で議論を行うことができた。
- むらづくり＝「住民自治により村の伝統、文化、活力を一体的に持続・発展させていくこと並びにそのための取組み」と定義
- 条例の特色は、「つくり育てる条例」であること。むらづくりの理念、村、村民の役割分担、村の計画策定（PLAN）、施策の実施段階（DO）における村民参加、計画・実施・点検見直しの状況についての村の説明責任など、現時点で必要な最小限の基本理念・ルールを盛り込み、後は実践可能な、実行性のある内容を、条例の改正により随時積み上げていくスタイルをとった。
- これからの地方自治の共通理念は「経営の視点」「住民自治の視点」「協働の視点」そして「生活者起点の視点」である。生活者に近いところから産み出される実益が、国を支えていく時代になると考えている。

【質疑応答】

- Q：今、全国では自治基本条例を制定する自治体が増えているが、その背景には、住民自身がまちづくりに参加したいという意思があることが大切だと考えている。旧倉石村では、参加への意思を形成し、機運を盛り上げるために、どのような取組みを行ったのか、具体的な事例を伺いたい。

A：例えば、バス停に雨除けを設置すること、各集落で所有している会館（集会所）の改修などがある。実費は補助金交付の対象とした。また、しだれ桜並木のライトアップ、花いっぱい運動コンテストなど、積極的にマスコミに取り上げることで、「うちの集落でもこういうことをやりたい」といった相乗効果といい意味での競争意識を生んだ。

Q：地域づくり事業における補助金の使途、効果について検証、事後評価する組織はあったか。

A：そういった組織はない。

Q：委員として、住民の意見を条例に反映するためには、自分自身も勉強しなくてはならないが、どのような勉強をすればよいか。

A：ワーキングチームの運営がうまくいったのは、先進地視察を行ったことが大きかった。事例を見て、「自分達の町もこうありたい」という意欲が出て、前向きな議論ができた。

3 協議事項

アンケートの案について、コンサルから意見要望がないか提案があった。また、次回委員会での協議事項について話し合われた。

委員：条例は住民の考えていることを十分に盛りこんだものでなくてはならない。アンケートだけで住民の考えを十分に吸い上げることができるのか疑問がある。自由に記載できるような欄を設けた方がいいのではないか。

委員：今、何故自治基本条例が必要なのか、概略的なものを住民に訴え、説明する必要があるのではと考えている。その中でアンケートはどういった意味を持ってくるのか。

委員：我々がこれから条例のたたき台をつくって、住民に示す、アンケートはそのための材料だと思う。

コンサル：委員の皆さんの議論に役立つように、町のどこが気になっているか、町を良くするためにはどうしたらよいかという民意を探るためのアンケートである。委員の皆さんには、その内容を頭に入れて議論をしてもらえればよい。

委員：議論といっても、どういう段階を踏んで条例策定の作業を進めていけばいいのか分からない。

委員：役場に「どうすればいいか」と問うのではなく、自分達がどうしたいかということが大事なのではないか。

委員：前回の委員会では、今年いっぱい勉強期間ということで方向付けがなされているが、次回委員会の内容について意見があればお願いしたい。

コンサル：今回、倉石村の条例について勉強した。次は合併後の五戸町の町議や職員を呼ぶとか、協働のまちづくり条例の関連で八戸市や階上町

に視察に行くという手もある。

委員：旧倉石村のように昔からある農村コミュニティと転入・転出が多いおいらせ町は単純には比較できないと思う。八戸市の方がいいのではないかな。

委員：前回の委員会で、メンバー各自町の課題を持ち寄るという案が出ていたと思う。他の自治体に視察に行くのも良いが、住民の意図・町の課題をくみ上げるには、まず自分の住んでいる地域がどうなっているのか、住民がどれほど地域のことに関わりたいと思っているのかを知る必要がある。実際に地域でどういったまちづくりの活動が行われているか、町内会、町内のNPO法人等に我々が出向いて行って、交流会を開くというのはいかがでしょうか。

委員：町の課題を探るということで、例えば、町では行政連絡員会議を設けていたかと思うが、そこではどういった要望事項があがっていたのか。

委員：街灯と道路関係（特に除雪、側溝）がほとんどである。

事務局：過去の会議で出てきた要望事項をピックアップしてみる。

委員：次回の委員会の内容について、八戸市などの先進地に視察に行く（あるいは職員を呼んで話を聞く）と、地元の市民活動団体に出向いて行って交流会をするという2つの案が出た。どちらをやりたいと思うか、あるいは両方やったほうが良いと思うか。

委員：両方やりたいと思う。

委員：町の課題を持ち寄るという前回の委員会での宿題は、今回時間の関係でできなかった。次回の委員会は各自が町の課題を持ち寄って、それについて話し合うというのはいかがでしょうか。その後、12月以降に今の2つの案を実施するというのはいかがでしょうか。（一同賛成）

コンサル：課題は予め紙に書いておいて、委員会の前までにコピーして全員に配っておいた方がよいと思う。そのほうが話し合いはスムーズになる。

事務局：案内通知と併せて課題のコピーを送付するので、次回委員会の1週間前、11月10日までに事務局あてに課題の提出をお願いしたい。（一同承諾）

4 その他

第4回委員会の日程について、12月12日（火）に決定した。

